

屋久島町内の児童・生徒又は教職員に、新型コロナウイルス感染症の感染や濃厚接触者に該当する児童・生徒が認められた場合は、以下に示す対応を行います。

なお、島内の医療状況や屋久島徳洲会病院においてPCR検査体制の整備を踏まえて、対応の内容を更新していることを御理解ください。

新たな感染者の発生阻止

島内医療体制のひっ迫を回避

児童・生徒又は教職員が感染（陽性）又は濃厚接触者に該当

第一次措置（検査中、検査結果待ち状態）

町内の児童・生徒又は教職員において、新型コロナウイルス感染症の感染や濃厚接触者に該当する児童・生徒及び教職員が認められた場合は、感染経路や濃厚接触者の検査結果等が判明するまでの期間を第一次措置として、感染拡大が疑われる小・中学校において、島内の医療体制をひっ迫させないという観点から第一措置（※1～7及び）を実施する。本期間を第一次措置期間とします。

第二次措置については、学校内での感染状況（PCR検査の結果）を基に判断する。

① 【全て陰性の場合】→第二次措置は実施しない。
濃厚接触者のPCR検査の結果が、全て陰性の場合、感染拡大防止の徹底を図りながら、教育活動を即再開する。

【新たな感染（陽性）の児童・生徒又は教職員がいる場合】

② → **新たな濃厚接触者が判明し、PCR検査へ**
※ 新たな陽性児童・生徒又は教職員や新たな濃厚接触者の人数や感染状況等に応じて、以下の1から7の措置を検討します。措置については、保健所等の判断を踏まえる。

※【措置内容】

学校の感染状況を踏まえた措置は、基本レベル1から対応する。
その際、学校内で感染したのか家庭で感染したのかという点については、判断する際の基準となる。
今後も、学校内での感染が広まらないように感染予防を徹底する。
また、教職員が感染した場合は、臨時休業措置を取らざる負えない状況になることを十分に理解し、感染予防を徹底する。

措置内容	対応措置
7	町内全校臨時休業
6	中学校校区臨時休業
5	近隣学校臨時休業
4	当該校のみ臨時休業
3	学年閉鎖
2	学級閉鎖
1	出席停止